

東京都の最低賃金

最低賃金、確認した？

最低賃金法により、使用者は効力発生日以降の労働に対して最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

最低賃金の名称	時間額(円)	効力発生日	備考
東京都最低賃金	958	29.10.1	東京都全域の事業場で働くパートタイマー、臨時、アルバイト等を含むすべての労働者に適用されます。

●最低賃金には次の賃金は含まれません。

- ①精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ②臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

●最低賃金が時間給以外の場合、賃金額を時間当たりの金額に換算して比較します。

- *日によって定められた賃金（日給制）は、その金額を1日の所定労働時間数で除した金額と最低賃金額（958円）を比較します。
- *月によって定められた賃金（月給制）は、その金額を月における所定労働時間数（月によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1月平均所定労働時間数）で除した金額と最低賃金額（958円）を比較します。

派遣労働者、出張作業等々に適用される最低賃金

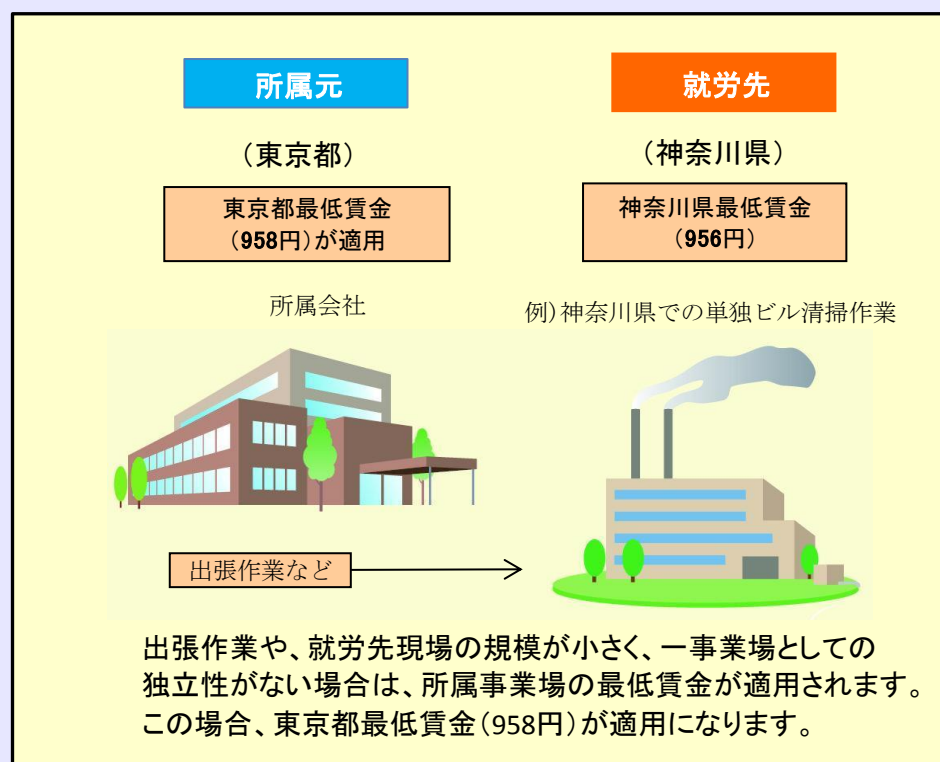
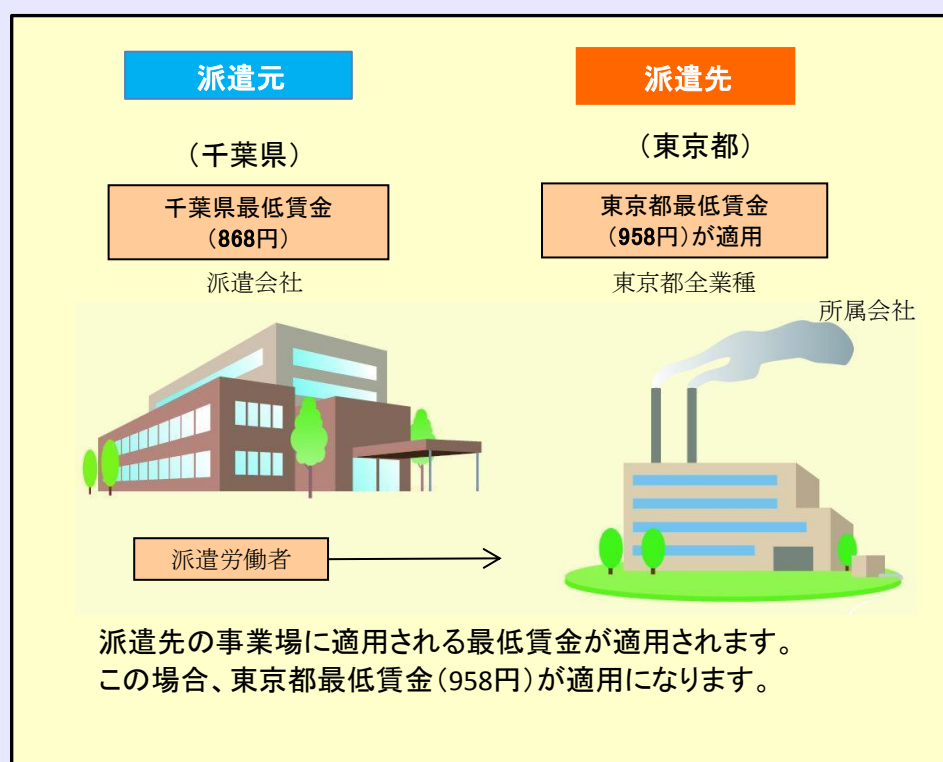
●派遣労働及び出張作業等の最低賃金の適用についてはご注意ください。

《派遣労働の場合》

派遣元の事業場の所在地にかかわらず、**派遣先の最低賃金**が適用になります。
派遣労働で東京において実際の勤務を行う労働者は、その派遣元が所在する道府県の最低賃金ではなく、**東京都の最低賃金**が適用になります。
(最低賃金法第13条、同法第18条)

《出張作業等の場合》

就労先の事業場の所在地にかかわらず、**所属元の最低賃金**が適用になります。
東京都内にある事業場に所属し、出張作業等で東京以外の道府県において実際の勤務を行う労働者は、所属元の事業場が所在する、**東京都の最低賃金**が適用になります。



特定最低賃金の適用について
派遣先の事業場に特定最低賃金が適用されている場合には、派遣先の特定最低賃金が適用になります。
近県の特定最低賃金については、裏面を参照してください。



東京労働局
労働基準監督署

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課 (03-3512-1614) 又は最寄りの労働基準監督署まで

参考

【平成29年度 全国地域別最低賃金一覧】

地域	金額	発効日	地域	金額	発効日	地域	金額	発効日	地域	金額	発効日
北海道	810	10/1	青森	738	10/6	岩手	738	10/1	宮城	772	10/1
秋田	738	10/1	山形	739	10/6	福島	748	10/1	茨城	796	10/1
栃木	800	10/1	群馬	783	10/7	埼玉	871	10/1	千葉	868	10/1
東京	958	10/1	神奈川	956	10/1	新潟	778	10/1	富山	795	10/1
石川	781	10/1	福井	778	10/1	山梨	784	10/14	長野	795	10/1
岐阜	800	10/1	静岡	832	10/4	愛知	871	10/1	三重	820	10/1
滋賀	813	10/5	京都	856	10/1	大阪	909	9/30	兵庫	844	10/1
奈良	786	10/1	和歌山	777	10/1	鳥取	738	10/6	島根	740	10/1
岡山	781	10/1	広島	818	10/1	山口	777	10/1	徳島	740	10/5
香川	766	10/1	愛媛	739	10/1	高知	737	10/13	福岡	789	10/1
佐賀	737	10/6	長崎	737	10/6	熊本	737	10/1	大分	737	10/1
宮崎	737	10/6	鹿児島	737	10/1	沖縄	737	10/1			

金額は時間額(円)

※ 上記、地域別最低賃金の効力発生日は全て平成29年です。

【近県の特定最低賃金一覧】

最低賃金の名称		時間額	効力発生日
茨城県	鉄鋼業	892	H29.12.31
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	859	
	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	855	
	各種商品小売業	828	

お問い合わせは 029(224)6216 茨城労働局労働基準部賃金室まで

栃木県	塗料製造業	923	H29.12.31
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	869	
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	869	
	自動車・同附属品製造業	875	
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	869	
	各種商品小売業	837	

お問い合わせは 028(634)9109 栃木労働局労働基準部賃金室まで

群馬県	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	876	H29.12.22
	ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	865	
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	865	
	輸送用機械器具製造業	865	

お問い合わせは 027(896)4737 群馬労働局労働基準部賃金室まで

最低賃金の名称		時間額	効力発生日
埼玉県	非鉄金属製造業	904	H29.12.1
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	909	
	輸送用機械器具製造業	918	
	光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	917	
	各種商品小売業	849	
自動車小売業	916		

お問い合わせは 048(600)6205 埼玉労働局労働基準部賃金室まで

千葉県	調味料製造業	889	H29.12.25
	鉄鋼業	938	
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	902	
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	906	
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	887	
	各種商品小売業	848	
	自動車(新車)小売業	900	

お問い合わせは 043(221)2328 千葉労働局労働基準部賃金室まで

山梨県	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	869	H29.12.27
	自動車・同附属品製造業	875	H29.12.15

お問い合わせは 055(225)2854 山梨労働局労働基準部賃金室まで

東京都及び神奈川県では、設定されているすべての特定最低賃金が、地域別最低賃金(東京都最低賃金及び神奈川県最低賃金)を下回るため、すべての業種、事業場において東京都最低賃金及び神奈川県最低賃金がそれぞれ適用されます。

埼玉県及び千葉県では、各種商品小売業最低賃金が、地域別最低賃金(埼玉県最低賃金及び千葉県最低賃金)を下回るため、該当する業種、事業場において埼玉県最低賃金及び千葉県最低賃金がそれぞれ適用されます。

◇同名の特定最低賃金でも、県によって対象が異なることがありますので、詳細は各局賃金課・室までお問い合わせください。